

静岡県への中央日本四県の教育旅行支援金交付要綱

第1条 趣旨・交付の対象

公益社団法人静岡県観光協会（以下「会長」という。）は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた県内観光産業の回復を図るため、本県を目的地とする静岡県、山梨県、長野県、新潟県（以下「中央日本四県」という。）の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校等（以下「学校等」という。）が実施する教育旅行に対し、予算の範囲内において支援金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

第2条 定義

この要綱において、教育旅行とは行程の一部に貸切バスを利用する旅行で、次の要件をすべて満たすものとする。公益社団法人静岡県観光協会及び県が実施する助成制度（県内宿泊費助成、駿河湾フェリー運賃半額キャンペーン等）との重複は認めない。

- (1) 中央日本四県を発着地とする同四県の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校等が実施する教育旅行であること。
- (2) 静岡県内に1泊以上または県内の有料入場施設、飲食施設等を2ヶ所以上利用すること。
- (3) 旅行行程の一部に貸切バスを利用すること。
- (4) 次に掲げる感染症対策を実施していること。
 - ①一般社団法人日本旅行業協会の定める「国内修学旅行の手引き」を遵守すること。
 - ②感染症対策に関するチェックリストを作成し、実績報告時に提出すること。
- (5) 旅行の出発日が令和4年4月18日(月)以降かつ帰着日が令和5年1月31日(火)以前の旅行であること。

第3条 支援金の交付

支援金として、次のとおり交付する。ただし、支援対象は、生徒・児童のみとする。
なお、期間内であっても予算額に達し次第終了する。

- (1) 宿泊旅行の場合は1泊1人あたり2,000円（1泊を上限とする）
- (2) 日帰り旅行の場合は1人あたり1,000円

第4条 申請と変更

支援金の交付を受けようとする学校等は、旅行出発日の7日前までに第2条に示す事業の支援金申請及び行程表等を電子申請システムにより会長に提出するものとする。

申請内容に変更が生じた場合は、速やかに変更申請するものとする。

第5条 申請の受理

会長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請受理の旨を学校等に通知するものとする。

変更申請があった場合、再度内容を審査し、適当と認めたときは電子申請システムにより学校等に通知するものとする。

第6条 実績報告及び支援金の交付請求

交付決定を受けた学校等は、旅行実施後、10日以内の実績報告兼請求及び宿泊証明書、有料入場施設等利用証明書等必要書類を電子申請システムにより提出しなければならない。

第7条 支援金額の確定

会長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、支援金の額を確定し、交付するものとする。

第8条 支援金の支払い

会長は、実績報告兼請求を受理した月の翌月末までに、学校等に支援金を支払うものとする。ただし、旅行実施後、期日までに実績報告書の提出がない場合、支援金の支払は行なわない。

第9条 申請の取消し、支援金の返還

会長は、偽りその他不正の手段により支援金の申請受理又は交付を受けた者に対しては、申請取消及び次年度の申請権を剥奪することができる。

学校等は、この要綱に定める事項に違反して支援金の交付を受けた場合は、既に交付された支援金を会長に返還するものとする。

第10条 関係書類の整備

学校等は、支援金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、これらの帳簿及び書類を支援金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

第11条 その他

この要綱に定めるもののほか、静岡県への中央日本四県の教育旅行支援金の交付に関して必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月11日から令和5年2月28日まで適用する。